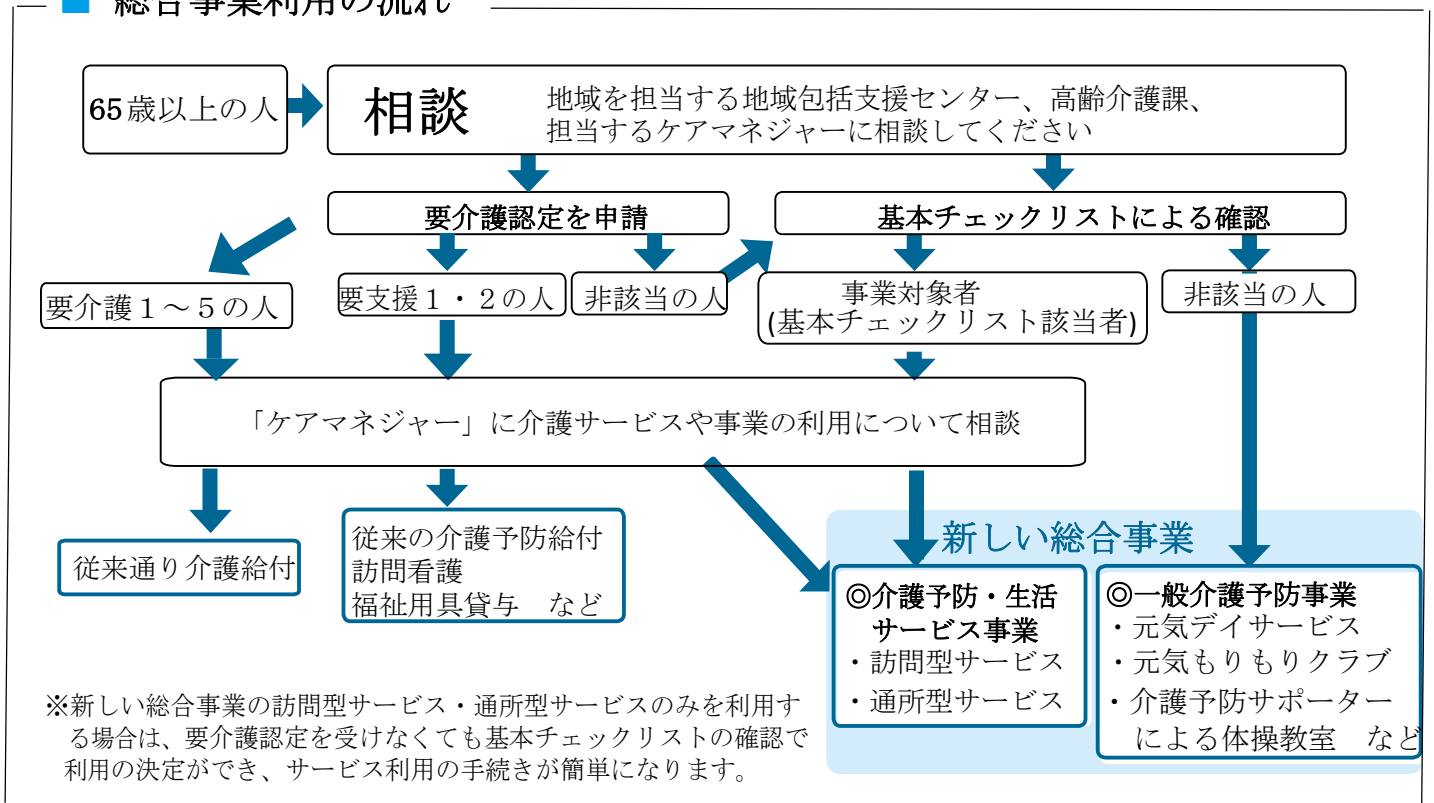


木津川市介護予防・日常生活支援総合事業

■ 総合事業利用の流れ



◎介護予防・生活支援サービス事業

対象：新規または更新の申請手続きにより介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、又は基本チェックリストにより生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された人

事業内容：訪問型サービス…ホームヘルプサービス

従来のホームヘルプサービス (①身体介護等 ②家事援助中心)

③きづがわふれあい支援員による掃除・調理など

通所型サービス…デイサービス

①従来のデイサービス ②指定事業者による短時間デイサービス

◎一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての高齢者

事業内容：元気デイサービス・元気もりもりクラブ・介護予防サポーターによる体操教室

介護予防普及啓発（地域包括支援センターへ介護予防に関する講座の依頼があれば地域の集会に出向いて実施）

<問合・相談>

- 市役所高齢介護課 電話 75-1213
- 木津川市地域包括支援センター木津東 電話 75-2003
- 木津川市地域包括支援センター木津西 電話 75-1294
- 木津川市地域包括支援センター加茂 電話 76-0001
- 木津川市地域包括支援センター山城 電話 86-3500